

第28回観光土産品認定審査会 実施要領

審査会の認定を受けるメリット

- ①全国的に認知度のある観光土産品公正取引協議会認定品として、全国観光土産品公正取引協議会に登録され、認定証書を交付致します。
- ②食の安心・安全が求められる今日、協議会指定の認定シール（5,000枚＝5,500円）を貼付することにより、消費者の信用が得られるとともにイメージアップも図られ、販売促進につながります。
- ③認定商品は、鹿児島商工会議所のホームページおよび会報へ掲載しますので、商品のPR等につながります。



認定証シール

1. 申請資格 鹿児島県観光土産品公正取引協議会会員
2. 申請方法 所定の申込書に1品ごとに必要事項を記入の上、審査料・参考品（2品）を添えてお申込みください。
※遠隔地の場合、商品・申込書を郵送ください。
※申込書が不足する場合はコピーして使用してください。また、鹿児島商工会議所のホームページからもダウンロードできます。
3. 参考品提出 ①審査のための参考品（実際に販売している商品）を、各商品2品ずつ申込時に提出して下さい。
※冷蔵保存が必要であったり、日持ちのしない商品については、必要事項の事前確認のため、パッケージの表面・裏面の写真（一括表示ラベルが確認できるもの）をメールもしくはFAXで事前にお送りいただき、商品は令和3年2月19日（金）9:00～16:00にご提出下さい。
②現在認定を受けている商品は、認定シールを貼付して下さい。
③参考品は原則として返却いたしません。

4. 申請受付 令和3年1月15日(金)～2月19日(金) 9:00～17:00
※上記期間の土日祝日を除く

5. 審査方法 関係指導機関、協議会、業界関係者等の審査員により「観光土産品の表示に関する公正競争規約」に基づき審査を行います。

6. 審査日 令和3年2月下旬頃を予定

7. 審査料 1品につき 1,000円(税込)（「更新」・「新規」とも同額）

①更新対象商品：第28回審査会(H30年度)に出品し、合格した商品。
有効期間は2年間となっております。引き続き「認定品」として認定を受けるためには、再度出品して審査を受ける必要があります。

②新規商品：今回初めて出品する商品、または第28回審査会認定品でも、価格や内容量などに変更があった商品は、新規扱いとなります。

※申込書・参考品(2品)を持参される際にお支払い下さい。なお、審査料の払い戻しは致しません。

※遠隔地等を理由に郵送で申し込まれる方は、商品と申込書をご郵送いただき、審査料は下記の口座にお振込み下さい。
(振込手数料のご負担方お願い申し上げます。)

【審査料振込先】

鹿児島銀行 本店 普通預金 No.1640904
鹿児島県観光土産品公正取引協議会

8. 申請先 鹿児島県観光土産品公正取引協議会(鹿児島商工会議所産業振興部内)
〒892-0842 鹿児島市東千石町1-38 13階
電話：099-225-9540 FAX：099-227-1977

9. その他 審査は、申請当該商品についてのみ実施致します。

※例えば、同一商品で1,000円売と2,000円売があり、1,000円売しか申請なき場合は、その商品のみを審査し認定することになりますので、2,000円売は非認定となり認定シールの貼付はできませんのでご注意ください。